

市町村コード		都道府県 山口県 市町村 周南市		法人市民税領収済通知書 ②													
3 5 2 1 5 2																	
山口県																	
周南市																	
口 座 番 号						加 入 者											
01510-2-960007						周南市会計管理者											
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)																	
年 度		※ 処 理 事 項										管 理 番 号					
事業年度 (算定期間)										申 告 区 分							
から										まで							
										中間 予 定 確 定 修 正 更 正 決 定 そ の 他 ()							
法 人 税 割 額		01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
均 等 割 額		02															
延 滞 金		03															
督 促 手 数 料		04															
合 計 額		05															
納期限												領 収 日 付 印					
指定金融機関名		山口銀行 徳山支店															
取りまとめ局		〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター															
上記のとおり通知します。 (市町村保管)																	

市町村コード		都道府県 山口県 市町村 周南市		法人市民税納付書 ②																							
3 5 2 1 5 2																											
山口県																											
周南市																											
口 座 番 号						加 入 者																					
01510-2-960007						周南市会計管理者																					
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)																											
年 度		※ 処 理 事 項										管 理 番 号															
事業年度 (算定期間)										申 告 区 分																	
から										まで								中間 予 定 確 定 修 正 更 正 決 定 その他 ()									
				百		十		億		千				百		十		万		千		百		十		円	
法 人 税 割 額		01																									
均 等 割 額		02																									
延 滞 金		03																									
督 促 手 数 料		04																									
合 計 額		05																									
納期限												領 収 日 付 印															
日 計																											
上記のとおり納付します。 (金融機関又は郵便局保管)																											

市町村コード		都道府県 山口県 市町村 周南市		法人市民税領収証書 (公)																					
3 5 2 1 5 2																									
山口県																									
周南市																									
口 座 番 号						加 入 者																			
01510-2-960007						周南市会計管理者																			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)																									
年 度		※ 処 理 事 項										管 理 番 号													
事業年度 (算定期間)										申 告 区 分															
から					まで					中 間 予 定 確 定 修 正 更 正 決 定 そ の 他 ()															
法 人 税 割 額		01		百		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
均 等 割 額		02																							
延 滞 金		03																							
督 促 手 数 料		04																							
合 計 額		05																							
納期限														領 収 日 付 印											
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)																									

1 納付場所（本・支店は問わない。順不同）

区 分	名 称
銀 行	山口・広島・伊予・西京・もみじ・北九州
信用金庫	東山口
そ の 他	信用組合広島商銀・中国労働金庫 朝銀西信用組合 ゆうちょ銀行・郵便局（中国 5 県内） 山口県農業協同組合（旧周南農協の全ての店舗） 山口県漁業協同組合（周南支店と下関本店のみ） 周南市役所・各総合支所・各支所

2 延滞金等

- (1) 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合は年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。
- (2) 督促状を発送した場合は、督促手数料として 100 円が徴収されます。